

吉田町いじめ防止基本方針



平成 30 年 3 月（改定）

吉 田 町

吉 田 町 教 育 委 員 会

目 次

はじめに	P 1
第 1 章 いじめの防止等のための基本的な考え方	P 2
1 基本理念	P 2
2 策定の目的	P 2
3 いじめの定義	P 2
4 いじめの防止に向けた方針	P 3
第 2 章 いじめの防止等のための対策	P 4
1 設置する組織	P 4
2 施策の内容	P 5
3 いじめ防止対策の点検・見直し	P 8
第 3 章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	P 8
1 学校いじめ防止基本方針の策定	P 8
2 学校いじめ対策委員会の設置	P 9
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組	P 11
第 4 章 重大事態への対処	P 13
1 重大事態の発生と調査	P 13
2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	P 16
資料 重大事態発生後の流れ（フロー）	P 18

吉田町いじめ防止基本方針

(はじめに)

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、いじめた子どもも、法律や社会のルールに基づき責任を負わなければならない場合があると同時に、その心に大きな傷を残します。さらに、いじめられている子どもを見ていただだけの周りの子どもも後悔にさいなまれます。

本町においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるという認識の下、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるという危機意識を持って、子どもたちをいじめの加害者にも、傍観者にもしないために、その防止と対策に当たってきたところです。

子どもは、かけがえのない存在です。社会の宝であり、未来への希望でもあります。子どもが豊かな未来の実現に向けて夢や志を持って健やかに成長していくことは、全ての人の願いです。

国においては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」（平成25年法律第71号）を施行し、国、地方公共団体、学校、地域、家庭その他関係者との連携のもと、いじめの問題の克服を目指す考えを示し、地方公共団体には「地方いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ問題対策連絡協議会」の設置に努めることを、教育委員会には「いじめ防止のための附属機関」の設置に努めることを求めています。また、学校には「学校いじめ防止基本方針」の策定を義務付けています。

このようなことから、本町では、法に基づき、平成27年4月に「吉田町いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「吉田町いじめ防止条例」（平成27年吉田町条例第16号。以下「条例」という。）を制定いたしました。

この基本方針は、町・学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめ防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を推進し、全ての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を柱としています。

この度、「吉田町いじめ防止基本方針」を策定して3年になることから、国の動向や本町の実績を踏まえて基本方針を改定し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の充実を図りたいと考えています。

今後も、いじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができる町の実現を目指していきます。

平成 30 年 3 月
吉田町長 田村典彦

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、どこの学校でも起こり得るという認識の下、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。また、いじめ防止等の対策は、学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童等はいじめを行ってはならない。また、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがあってはならない。

いじめ防止等の対策は、学校において、早期発見・早期対応を基本として学校全体で組織的に取り組む必要がある。さらに、学校、家庭、地域住民その他の関係者が、基本的な考えを共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携、協力して取り組むことが必要である。

2 策定の目的

吉田町いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、法第12条及び条例第11条の規定に基づき、上記の基本理念の下、吉田町におけるいじめの防止、早期発見及び解決を図るための基本事項を定めることにより、町全体で児童等の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

3 いじめの定義

法第2条に規定するいじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法は、いじめについて「一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」であるとともに、いじめられた児童等が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童等の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの具体例は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

また、いじめであるかを判断する際に、心身の苦痛を感じているものだけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、児童等の周りの状況等を把握することも必要である。

加えて、傍観者として周りで見ても見ぬふりをしている児童等の存在も認識しておかなければならない。

4 いじめの防止に向けた方針

いじめを防止するために、学校、家庭、地域住民、関係機関等が、次に示すそれぞれの役割を自覚するとともに連携を強化し、児童等の健やかな成長を支え、見守るといった役割を果たす必要がある。

(1) 学校

ア 児童等が、夢、志を持ち、安心して、学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。

イ 児童等が、発達段階に応じていじめについて考える取組ができるよう指導、支援する。

ウ いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に対応し解決できるよう、家庭、地域住民及び関係機関と連携して指導に当たる。

(2) 家庭

ア 保護者は、児童等が、いじめの被害者、加害者にもなり得ることを意識し、いじめを行わないよう指導に努め、悩みなど日頃から相談できるように働きかける。

イ 保護者は、いじめを防止するために、学校や地域の人との情報交換に努め、協力し合う。

ウ 保護者は、いじめを発見し、又はその疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に相談又は通報する。

(3) 地域住民、関係機関等

- ア 町民及び町内で活動する事業者（以下「町民等」という。）は、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- イ いじめの兆候が感じられるときは、関係する学校、家庭、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめ防止に努める。
- ウ 町民等は、地域行事に児童等が主体性を持って参加できるように配慮する。
- エ 児童等の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童等が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめのない社会を目指す。

(4) 児童等

- ア 児童等は、いじめがあると思われるときは、いじめに関わる当事者に声を掛け、及び周りの大人に相談するように努める。
- イ 児童等は、夢、志を持って学習や運動に取り組み、人に対して思いやりの心を持って接し、いじめのない社会をつくることに努める。

(5) 教育委員会

- ア 基本方針に基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を策定し、実施する。
- イ いじめの防止、早期発見、いじめを受けた児童等に対する適切な支援、いじめを行った児童等に対する適切な指導を行う。
- ウ いじめに関する相談体制を充実させ、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携等、必要な体制整備に努める。
- エ 学校におけるいじめの実態の把握に努め、いじめに関する報告を受けた時は、適切かつ迅速に措置を講ずる。
- オ いじめの防止に向けて必要な啓発を行う。
- カ 必要に応じて、基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

第2章 いじめの防止等のための対策

町及び教育委員会は、条例及び基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を推進する。

これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

1 設置する組織

(1) 吉田町いじめ問題対策連絡協議会

町は、法第14条第1項及び条例第13条の規定に基づき、いじめの防止等に関し、学校と地域の関係機関との連携を図るため、吉田町いじめ問題対策連絡協議会を設置する。その構成員は、教育委員会、学校、外部機関、PTAなど、実情に応じて決定

する。また、より実効性の高い取組を実施するため、基本方針に基づく関係機関・団体の各種の取組について、定期的に点検し、必要に応じて見直す役割も果たすものとする。点検評価の観点については、次のことが考えられる。

- ・ 関係機関と連携し、いじめの防止における機能を適切に果たしているか。
- ・ 学校や保護者・町民に対して必要かつ適切ないじめの防止のための情報を共有しているか。
- ・ 町民に対して、いじめの防止に関する啓発活動や意識改革を喚起し、いじめを防止する体制を整えているか。

(2) 吉田町いじめ問題調査委員会

教育委員会は、法第14条第3項及び条例第14条の規定に基づき、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、吉田町いじめ問題調査委員会を設置する。

吉田町いじめ問題調査委員会は、弁護士、精神科医、学識経験者、警察官経験者、心理及び福祉の専門家の専門的知識及び経験を有する者等であって、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

2 施策の内容

(1) いじめの防止・早期発見

ア 人権教育、道徳教育、体験活動の充実

児童等の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくること、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 児童等が持っている力を引き出す生徒指導の推進

現在及び将来における自己実現を図っていくことができるための能力を身につけさせることや自治的な集団を育てていくことが必要である。さらに、組織的な生徒指導の向上を図る。

ウ 自尊感情及び豊かな感性を育む教育の推進

生命や自然を大切にし、感動や感謝の心を持ち、社会性や規範意識などを育むため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

エ 学力の向上、基本的生活習慣の確立及び社会性の育成

児童等が、将来を切り開いていくためには、人とつながり、人を思いやり、人の役に立つということを大事にしながら、それぞれの夢や志を育んでいかなければならない。そのために、学力向上、基本的生活習慣の確立、社会性の育成等の取組を推進する。

オ 児童等の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、児童等が児童会・生徒会活動を通して、集団の一員としてよりよい学校づくりに参画し、協力して自主的な活動を推進する。特に、児童等が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を推進する。

カ 特別支援教育の推進

全ての児童等が互いの特性を理解し合い、共に伸びていこうとする集団づくりを行う。

キ 学校の組織体制の強化

学校がいじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを配置するなど、チームで対応できる体制を整備する。

また、緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスで対応方針を決定するなどのルールを明確にする。

ク 教職員の資質能力の向上

教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

静岡県総合教育センター等の研修会へ積極的な参加を促し、いじめ問題等に対する組織的な未然防止体制の充実を図る。

ケ いじめの早期発見及び実態把握

いじめを早期に発見するため、児童等からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を進める。

学校に対しては、年2回以上、いじめアンケートによる調査を実施し、子どもの心理状態を確認するための調査の活用や、体罰調査等の結果も合わせて、いじめの早期発見に努めるよう求める。結果については、個別面談や家庭訪問などを通して適切に対応するよう求める。

コ 相談体制の充実

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員の活用等により、各学校における教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。

静岡県教育委員会が実施しているハロー電話「ともしび」、「いじめ・暴力」相談メール、「24時間子供SOSダイヤル」や「子ども・家庭110番」、「こころの電話」などとともに、少年サポートセンター、児童相談所及び常時いじめの相談に応じることができる関係機関等の活用を周知する。

サ インターネット上のいじめの防止

SNSやインターネットを通して行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童

等に対する情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対し啓発活動を行う。

シ 児童等の育ちを支援する体制

放課後学習支援・放課後児童クラブなど学校・家庭・地域住民の連携により、児童等の居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進する。

ス 啓発活動

保護者や地域住民など町民に広く、基本方針やいじめ防止等の取組についての理解を促すよう、町広報誌への掲載等を行い、啓発を図る。

(2) いじめの対応

ア いじめに対する措置

教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。具体的には、以下のようなことが考えられる。

- ・ いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、迅速に対応する。
- ・ 学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整える。また、事案の内容によって、心理などの専門家を派遣し、学校を支援する。
- ・ こども未来課、児童相談所、療育センター等の関係機関との連携を進め、必要な場合には相談者の同意を得ながら、情報共有等を図る。

なお、教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等及びその他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

教育委員会は、いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保するとともに、いじめを行った児童等に対して事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、発達の段階に応じた適切な児童等への指導を徹底し、継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう学校に対して必要な指導・助言を行う。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

(ア) 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、組織的な取組ができてきているかとい

う視点から、日常の児童等の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

(イ) 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日常の児童等の理解、未然防止や早期発見、いじめの問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組に努めているかという視点で行うよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。また、教員の萎縮につながらないよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

(ア) 教職員が児童等と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(イ) 学校と地域住民との懇談会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。

3 いじめ防止対策の点検・見直し

基本方針の最終改定から3年経過時を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、必要に応じて公表する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国・県・町の基本方針を参酌し、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校いじめ防止基本方針として定める。学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制・生徒指導体制の確立、教員の資質向上に資する校内研修の充実、チェックリストの作成・実施、学校いじめ防止基本方針の評価などを定めることが必要である。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して機能しているかを法第22条及び条例第15条に規定する組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

(1) 策定意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ウ 加害者への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

(2) 内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処など、次のアからウをはじめとした、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。

- ア 年間の学校教育活動全体を通じた体系的・包括的な取組方針
- イ 体系的・包括的な計画の具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）
- ウ 早期発見・事案対処を実施するためのマニュアル（アンケート調査、個人面談・保護者面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法など）

(3) その他

- ア 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から保護者や地域住民、関係機関等の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となることから、これらの関係者と協議を重ねながら進めることが望ましい。
- イ 児童等とともに、学校全体でいじめの防止等取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童等の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ウ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公開し、入学時・各年度の開始時には、児童等、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校いじめ対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(1) 対策委員会の役割

対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって次の役割を担う。

ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(イ) 対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割

イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口としての役割

(イ) いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童等に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(エ) いじめの被害児童等に対する支援、加害児童等に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 取組の検証

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(イ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAの実行を含む。）

(ウ) いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(2) 対策委員会の構成員

対策委員会については、組織的対応の中核として機能する体制を確立するため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により、学校の実情に応じて構成する。

なお、「複数の教職員」については、学校の管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任や部活動指導に関わる教職員、学校医などの中から選ぶことが考えられる。

さらに、可能な限り、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童等に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、対策委員会にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじ

め対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効性のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議の役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

(3) 組織運営上の留意点

学校は、対策委員会を常設し、定期的を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的な対応方針を決定するとともに、進捗の管理を行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

いじめはどの児童等にも起こり得るということを踏まえ、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童等が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童等が心の通じ合う社会性の能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

児童等に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童等の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童等に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員としての自覚を育むことにより、いたずらにストレスにさらされることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童等を傷つけ、及び他の児童等によるいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、又は遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。

このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

このため、日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築に努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないよう情報収集に対する意識を高く保つ。併せて、学校はアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査や個人面談の実施や

それらの結果の検証及び組織的な対処方法並びに「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童等との間で日常的に行われている日記等でいじめの実態を把握する取組などについて定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童等が自らSOSを発すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童等にとっては勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえて、学校は、児童等からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底することが必要である。

(3) いじめに対する措置

いじめを行った児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等について、

日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童等の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、学校での適切な指導・支援を行った後、いじめを受けた児童等の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、いじめを受けた児童等を守る。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たるとは、教育委員会又は学校が、次のいずれかに該当すると認める場合である。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある（法第28条第1項第1号）

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている（法第28条第1項第2号）

なお、「いじめにより」とは、法第28条第1項各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。

具体的なケースとしては次のケースが想定される。

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イの「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

教育委員会及び学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の判断

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならない。重大事態に該当するか否かの判断は、教育委員会又は学校が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

また、児童等や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつ

たときは、その時点で学校・教育委員会が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童等又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重大な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3) 重大事態の報告

上記(2)により重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断した時、学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を町長に報告する。

(4) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条第1項及び条例第16条第2項の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童等又は保護者が希望する場合には、法第28条第1項及び条例第16条第2項の調査に並行して、町長による調査を実施することも想定し得る。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、各調査主体が密接に連携し役割分担を図る。

(5) 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合は、原則として対策委員会に弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

教育委員会が調査主体となる場合は、「吉田町いじめ問題調査委員会」を開催し、これが調査に当たる。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となった行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅し明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア いじめを受けた児童等からの聴取りが可能な場合

いじめを受けた児童等からの聴取りが可能な場合、いじめを受けた児童等から十分に聴取りを行うとともに、児童等や教職員に対する質問紙調査や聴取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童等への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童等に対しては、事情や心情を聴取りし、いじめを受けた児童等の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

教育委員会が、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援を行い、関係機関と適切に連携し対応に当たる。

イ いじめを受けた児童等からの聴取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡など、いじめを受けた児童等からの聴取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、児童等や教職員に対する質問紙調査や聴取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童等の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項及び条例第16条第2項に定める調査に相当することとなり、その在り方については「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

加えて、情報発信・報道等への対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(7) その他の留意事項

法第23条第2項では、「いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる」とされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得るこ

とから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会・学校は、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童等の就学校の指定校の指定の変更や区域外就学等、いじめを行った児童等の支援のための弾力的な対応を検討する。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会及び学校は、他の児童等及び関係者のプライバシー保護に十分配慮して行う。ただし、いたずらにプライバシー保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。教育委員会は、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項及び条例第16条第2項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況及び再調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例第16条第4項の規定に基づき、吉田町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

再調査委員会は町長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有するものではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行ったとき、その結果を教育委員会に通知するとともに、町議会に報告する。内容については個々の事案に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置の支援を行う。

重大事態発生後の流れ（フロー図）

